駒ヶ根市二十歳を祝う会運営事業業務委託契約書

駒ヶ根市（以下「委託者」という。）と区（以下「受託者」という。）は、令和６年度各地区二十歳を祝う会運営事業（以下「事業」という。）の実施について、次の条項により委託契約を締結する。

（目的）

第１条 委託者は、事業の実施を受託者に委託し、受託者は、これを受託するものとする。

（対象者）

第２条 事業の対象者は、平成１５年４月２日から平成１６年４月１日生まれの者で本人または家族が地区内に住所を有する者とする。

（実施方法）

第３条 事業の実施方法については、対象者への祝賀事業又は祝い品の配布等、各区の計画する事業とする。

２　受託者は事業を実施する場合は、速やかに別に定める事業実施計画書を委託者に提出しなければならない。

（委託の期間）

第４条 委託期間は、契約締結の日から令和７年３月３１日までとする。

（実績報告等）

第５条 受託者は、事業を実施したときは、速やかに別に定める事業実績報告書を委託者に提出しなければならない。

（委託料）

第６条 事業の委託料は無償とする。

（契約保証金）

第７条 契約保証金は、免除とする。

（基本的事項）

第８条 受託者は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

（秘密の保持）

第９条 受託者は、個人情報保護法第66条第１項及び第2項に基づき、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（目的外利用・提供の制限）

第１０条 受託者は、委託者の指示がある場合を除き、この契約による事務によって知り得た個人情報を当該契約の目的以外の目的に利用し、又は委託者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（適正管理）

第１１条 受託者は、この契約による事務を処理するため、委託者から提供を受けた個人情報の滅失及び損傷の防止に努めるものとする。受託者自らが当該事務を処理するために収集した個人情報についても、同様とする。

（事故発生時における報告）

第１２条 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

（契約の解除）

第１３条 委託者は、受託者が本契約に定める義務を履行しなかったとき、または正当な理由なく委託者の指示に従わなかったときは、契約を解除することができる。

２　受託者は、前項の規定により契約を解除された場合において、委託者の受けた損害を賠償しなければならない。

（協議事項）

第１４条 この契約に定めのない事項については、駒ヶ根市財務規則により、委託者、受託者協議の上、決定するものとする。

上記のとおり、契約を締結したことを証するため本書２通を作成し、委託者、受託者記名押印の上、各１通を保有するものとする。

令和　年　月　日

委 託 者 駒ヶ根市赤須町２０番１号

駒ヶ根市長　伊藤　祐三

受 託 者 住 所

区 名

代 表 者　　　　　　　　　　　 印